

令和8年第2回 湯沢市教育委員会議事録

| | |
|------|--|
| 開会日時 | 令和8年3月13日（金） 午後2時00分 |
| 閉会日時 | 令和8年3月13日（金） 午後3時23分 |
| 場 所 | 湯沢市役所本庁舎 3階 会議室33、34 |
| 出席者 | 教育長 武石 睦 教育委員 議席番号1 築瀬 均 教育委員 議席番号2 後藤 美喜子 教育委員 議席番号4 久米 道人 |
| 欠席者 | 教育委員 議席番号3 佐藤 恵 |
| 出席職員 | 教育部長 高橋 秀明 教育総務課長 佐藤 邦彦 学校教育課長 佐藤 宏紀 生涯学習課長 石川 一光 文化財保護室長 大山 真琴 教育総務課総務班長（書記） 千葉 吏子 |
| 傍聴人 | なし |

【会議に提出された議案】

- 議案第7号 部課長及び施設長の任免について
- 議案第8号 湯沢南中学校と山田中学校の統合に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
- 議案第9号 湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について
- 議案第10号 湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正について
- 議案第11号 湯沢市立湯沢南・山田中学校統合準備会要綱の廃止について
- 議案第12号 湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱の一部改正について
- 議案第13号 湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱の一部改正について
- 議案第14号 湯沢市立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部改正について
- 議案第15号 湯沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
- 議案第16号 第2次湯沢市スポーツ施設整備基本計画の策定について
- 議案第17号 湯沢市指定文化財の指定について

【前回議事録の承認】

令和8年第1回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号1番及び2番の委員を指名した。

【教育長の報告】

- ・本日は小学校、先週は中学校の卒業式があった。各小中学校において1年間の営みの集大成が卒業式だが、知識等の学びだけではなく、友達や先生との協働的な活動の中で心も耕されているのだと改めて思った。委員の皆様への出席に感

令和8年第2回 湯沢市教育委員会議事録

謝する。

- ・子どもたちの活躍について、この時期は主にウィンタースポーツ中心の活躍があったが、1年を通じて頑張ってくれているのを感じる。
- ・3月議会では教育委員会に、本市の教育行政が目指しているところについて、いじめ不登校関係、ICTの活用状況、教職員の働き方についての質問があり、本市の現状について説明した。

【議 事】

○議案第7号 部課長及び施設長の任免について

※ 人事に関する内容であるため、秘密会とすることが教育長から提案され、出席委員全員の賛同により非公開の取り扱いとなった。

審議及び採決は教育長と委員のみで行うこととし、事務局職員は退室した。

事務局職員再入室時に、本議案「可決」である旨、教育長の報告あり。

○議案第8号 湯沢南中学校と山田中学校の統合に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

(教育総務課長が資料に基づき説明)

<質疑等なし>

○議案第9号 湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について

(教育総務課長が資料に基づき説明)

<質疑等なし>

○議案第10号 湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正について

(学校教育課長が資料に基づき説明)

<質疑等なし>

○議案第11号 湯沢市立湯沢南・山田中学校統合準備会要綱の廃止について

(教育総務課長が資料に基づき説明)

<質疑等なし>

○議案第12号 湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱の一部改正について

令和8年第2回 湯沢市教育委員会議事録

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑等なし>

○議案第13号 湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱の一部改正について

(文化財保護室長が資料に基づき説明)

<質疑等なし>

○議案第14号 湯沢市立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部改正について

(学校教育課長が資料に基づき説明)

<質疑等なし>

○議案第15号 湯沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

(学校教育課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

| | |
|----|--|
| 委員 | <p>これまで学校が教育の全てを担うという誤解がまかり通っていたため、先生に対する過剰な要求などがあったが、見直さなければならない時期にきていると思う。業務の3分類を現場レベルで徹底していただくことで改善されていくのではないかと期待している。</p> <p>本日の卒業式で、一人一人卒業証書をもらう前に、壇上で感謝の言葉を述べたり夢を述べたりする中で、将来は学校の先生になりたいという子もおり、あの子どもたちが将来夢を叶えて先生になる時に、本来の先生としての働き方ができる環境、また定年まで働き続けられるような環境を整えていただきたい。</p> |
| 委員 | <p>これまでも働き方改革は進められてきていて、各学校で意識して取り組んできた結果、少しずつ目標に近づいてきているように感じていたが、昨年6月の法改正でこの3分類ができ、更に総合教育会議での報告も必要とあるので、今後は更に意識して取り組んでいかなければならないと感じている。</p> <p>しかし、学校でやれることは非常に限られており、先生方は多忙な中でも子どもや授業に情をもって対応してくれており、きっちりと区別できないところが先生方の苦しいところではないかと思う。学校以外が担うべき業務というのを、先生方だけでなく地域も保護者も分からないと改善できないと思うが、その周知の仕方をどのようにしたらいいのか。</p> |

令和8年第2回 湯沢市教育委員会議事録

| | |
|-----|---|
| | 先生方が授業に専念できる体制が一番であり、余裕ができた部分で子どもたちと向き合う時間や授業の研究をする時間が持てればいいし、先生方も人間的にも成長していけると思う。 |
| 教育長 | この業務改善については国の方で、学校任せではなく教育委員会がしっかり責任ある立場として業務量管理、質の管理も含めて行うよう昨年法改正となったが、本市においては数年前からこういった文言を使ってはいなかったが、教育委員会として働き方改革に向けた力水の会の中で取り上げ、学校と連携しながら進めてきていた。この実施計画についても、既存のものを今回の法改正に合わせて整え直したもので、まだまだ課題があるが着実に前に進められていると思う。ただゴールまで行くにはまだまだハードルがたくさんあるというのが実感であり、今後もこれを一つの拠り所としながら進めていきたい。 |
| 委員 | 数か月前に、東京の学校で先生が自殺した。過重労働もあったようだが、クレームがあった日に自殺していたとのこと。自殺するときというのは、二つ三つの事柄が重なったときに起こりやすいようだ。クレームがあったときに、例え相手の言い分が正しくとも、その先生をフォローしてくれるカウンセラーや、部下を守ってくれる管理職などがいてほしい。先生が一人で苦悩を抱え込まないで欲しいと思う。 |
| 教育長 | 複雑な背景があったり学校だけで完結しない事案もあり、学校だけにとどまらず教育委員会も関わり、関係機関と連携しながらチームで関わっていくといった手法を取っている。 そうしないと当事者の先生方の負担がどうしても大きくなってしまう。 |

○議案第16号 第2次湯沢市スポーツ施設整備基本計画の策定について

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

| | |
|----|---|
| 委員 | <p>高度経済成長期に建設された施設が老朽化し、それを維持補修しながらやっているが、財政状況などを考えるとなかなか建て替えの方向には向いていかないと思う。</p> <p>体育館でもスポーツをする、ということだけでなく、使い方の視点を変えてイベントに積極的に使わせるとか、健康福祉、街づくり、産業振興、防災施設など、これまで教育委員会だけで施設利用を考えてきたが、他部局との連携も視野に入れアイデアをいただきながら維持管理していったほうがいいと思う。</p> <p>少子高齢化で、高齢者が体育館に行きたくとも行く手段がない人が多く、近場に集まれる小さな会館のような、少し広い場所があればいいという声もある。子どもも少なくなり、学校の体育館も空いている時間もあるかもしれない。新設という方向</p> |
|----|---|

令和8年第2回 湯沢市教育委員会議事録

| | |
|--------|--|
| | に向かないとすれば、多方面での施設の有効利用を考えていったほうがいいのではないか。 |
| 生涯学習課長 | 実際に避難所になっている場所もあり、そういった部局とも調整を図りながら、市民の意見も参考に施設の改修などしていきたい。 |
| 委員 | 建物の建て替えなどに国の補助など利用できるのか。 |
| 生涯学習課長 | 国からの補助金もあるし、借金にはなるが、起債とって償還する金額の一部が地方交付税に算入されるものもあり、そういったものを活用しながら改修することも可能である。財政課と協議しながら、有利な財源を使いながら整備を考えていきたい。 |

○議案第17号 湯沢市指定文化財の指定について

(文化財保護室長が資料に基づき説明)

<質疑等なし>

令和8年第2回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の処理結果

| 議案等の番号 | 件 名 | 議決結果 |
|--------|---|------|
| 議案第7号 | 部課長及び施設長の任免について | 可 決 |
| 議案第8号 | 湯沢南中学校と山田中学校の統合に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について | 可 決 |
| 議案第9号 | 湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について | 可 決 |
| 議案第10号 | 湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正について | 可 決 |
| 議案第11号 | 湯沢市立湯沢南・山田中学校統合準備会要綱の廃止について | 可 決 |
| 議案第12号 | 湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱の一部改正について | 可 決 |
| 議案第13号 | 湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱の一部改正について | 可 決 |
| 議案第14号 | 湯沢市立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部改正について | 可 決 |
| 議案第15号 | 湯沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について | 可 決 |
| 議案第16号 | 第2次湯沢市スポーツ施設整備基本計画の策定について | 可 決 |
| 議案第17号 | 湯沢市指定文化財の指定について | 可 決 |

令和8年第2回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書記

令和8年 第2回 湯沢市教育委員会

日 時 令和8年3月13日(金) 午後2時00分

場 所 市役所本庁舎3階 会議室33、34

次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 教育長の報告

4. 議 事

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和8年 第2回 湯沢市教育委員会 提出案件

- 議案第7号 部課長及び施設長の任免について
- 議案第8号 湯沢南中学校と山田中学校の統合に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
- 議案第9号 湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について
- 議案第10号 湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正について
- 議案第11号 湯沢市立湯沢南・山田中学校統合準備会要綱の廃止について
- 議案第12号 湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱の一部改正について
- 議案第13号 湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱の一部改正について
- 議案第14号 湯沢市立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部改正について
- 議案第15号 湯沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
- 議案第16号 第2次湯沢市スポーツ施設整備基本計画の策定について
- 議案第17号 湯沢市指定文化財の指定について

議事録署名委員

番

委員

番

委員

議案第7号

部課長及び施設長の任免について

部課長及び施設長を別紙のとおり任免する。

令和8年3月13日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

議案第8号

湯沢南中学校と山田中学校の統合に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

湯沢南中学校と山田中学校の統合に伴う関係規則の整理に関する規則を別紙のとおり提出する。

令和8年3月13日提出

湯沢市教育委員会教育長 武石 睦

提案理由

湯沢南中学校と山田中学校が令和8年4月1日に統合することに伴い、山田中学校が閉校するため、関係規則の一部改正を行うものです。

湯沢南中学校と山田中学校の統合に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

教育総務課

1 制度の趣旨及び目的

湯沢市立小中学校通学区に関する規則は、入学する児童及び生徒の入学すべき学校を指定するための通学区域、通学すべき学校の変更その他必要な事項を定めるものです。

湯沢市教育委員会公印規則は、公印の保管、使用等に関し必要な事項を定めるものです。

2 規則等の改正の理由

湯沢南中学校と山田中学校が令和8年4月1日に統合することに伴い、山田中学校が閉校するため、関係規則の一部改正を行うものです。

3 変更点

<湯沢市立小中学校通学区に関する規則>

| 条項 | 現在の内容 | 改正案 |
|---------------------|-------------|--------------------|
| 別表 (湯沢南中学校の通学区域) | 湯沢西小学校の通学区域 | 湯沢西小学校及び山田小学校の通学区域 |

<湯沢市教育委員会公印規則>

| 条項 | 現在の内容 | 改正案 |
|------------|-------------------|---------------|
| 別表 (印影) | 46 秋田県湯沢市立山田中学校印 | 46 印影を「削除」とする |
| | 53 秋田県湯沢市立山田中学校長印 | 53 印影を「削除」とする |

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和8年4月1日

※市の形式による改正文は添付のとおり

湯沢南中学校と山田中学校の統合に伴う関係規則の整理に関する規則

令和8年 月 日

教育委員会規則第 号

(湯沢市立小中学校通学区に関する規則の一部改正)

第1条 湯沢市立小中学校通学区に関する規則（平成18年湯沢市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| 中学校名 | 通学区域 |
|--------|-------------|
| 湯沢北中学校 | 湯沢東小学校の通学区域 |
| 山田中学校 | 山田小学校の通学区域 |
| 湯沢南中学校 | 湯沢西小学校の通学区域 |
| 稲川中学校 | 稲川小学校の通学区域 |
| 雄勝中学校 | 雄勝小学校の通学区域 |
| 皆瀬中学校 | 皆瀬小学校の通学区域 |

」

を

「

| 中学校名 | 通学区域 |
|--------|--------------------|
| 湯沢北中学校 | 湯沢東小学校の通学区域 |
| 湯沢南中学校 | 湯沢西小学校及び山田小学校の通学区域 |
| 稲川中学校 | 稲川小学校の通学区域 |
| 雄勝中学校 | 雄勝小学校の通学区域 |
| 皆瀬中学校 | 皆瀬小学校の通学区域 |

」

に改める。

(湯沢市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 湯沢市教育委員会公印規則（平成20年湯沢市教委育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|---|--|
| 46 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"><tr><td>中</td><td>沢</td><td>秋</td></tr><tr><td>学</td><td>市</td><td>田</td></tr><tr><td>校</td><td>立</td><td>県</td></tr><tr><td>印</td><td>山</td><td>湯</td></tr><tr><td></td><td>田</td><td></td></tr></table> | 中 | 沢 | 秋 | 学 | 市 | 田 | 校 | 立 | 県 | 印 | 山 | 湯 | | 田 | |
| 中 | 沢 | 秋 | | | | | | | | | | | | | |
| 学 | 市 | 田 | | | | | | | | | | | | | |
| 校 | 立 | 県 | | | | | | | | | | | | | |
| 印 | 山 | 湯 | | | | | | | | | | | | | |
| | 田 | | | | | | | | | | | | | | |

」

を

「

| |
|----|
| 46 |
| 削除 |

」

に、

「

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|---|---|
| 53 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"><tr><td>学</td><td>市</td><td>秋</td></tr><tr><td>校</td><td>立</td><td>田</td></tr><tr><td>長</td><td>山</td><td>県</td></tr><tr><td>印</td><td>田</td><td>湯</td></tr><tr><td></td><td>中</td><td>沢</td></tr></table> | 学 | 市 | 秋 | 校 | 立 | 田 | 長 | 山 | 県 | 印 | 田 | 湯 | | 中 | 沢 |
| 学 | 市 | 秋 | | | | | | | | | | | | | |
| 校 | 立 | 田 | | | | | | | | | | | | | |
| 長 | 山 | 県 | | | | | | | | | | | | | |
| 印 | 田 | 湯 | | | | | | | | | | | | | |
| | 中 | 沢 | | | | | | | | | | | | | |

」

を

「

| |
|----|
| 53 |
| 削除 |

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第9号

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和8年3月13日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

事務処理の円滑化のため、教育委員会事務局内の分掌事務の見直しを図るものです。

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について

教育総務課

1 制度の趣旨及び目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、湯沢市教育委員会事務局の内部組織に関し必要な事項を定めたものです。

2 規則等の改正の理由

事務処理の円滑化のため、教育総務課総務班で分掌している後援、共催等名義使用に関する事務を、当該事業に係る分掌事務を所管する課所室で行うよう見直しを図るものです。

3 変更点

別表の教育総務課総務班に係る分掌事務から、「15 後援、共催等名義使用に関すること。」を削除します。

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和8年4月1日

※市の形式による改正文は添付のとおり

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

令和 8 年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表教育総務課の部総務班の項中

「15 後援、共催等名義使用に関すること。

16 栄典事務に関すること。

17 他の所管に属さないこと。 」

を

「15 栄典事務に関すること。

16 他の所管に属さないこと。 」

に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第10号

湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正について

湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和8年3月13日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

「公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に関する特別措置法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、第3条に定める設置学校の運営に関する事項に、「業務量管理・健康確保措置の実施に関する事」を追加するものです。

湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部改正について

学校教育課

1 制度の趣旨及び目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定に基づき、保護者及び地域住民の市立学校の運営への参画の促進及び連携の強化を進め、一体となって市立学校の運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むため設置する学校運営協議会に関し、必要な事項を定めるものです。

2 規則等の改正の理由

「公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に関する特別措置法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、第3条に定める設置学校の運営に関する事項に、「業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」を追加するものです。

3 変更点

| 条項 | 現在の内容 | 改正案 |
|-----|---|---|
| 第3条 | <p>（設置学校の運営に関する基本的な方針の承認）</p> <p>第3条 前条第1項の規定により協議会が置かれた市立学校（以下「設置学校」という。）の校長は、設置学校の運営に関する次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を策定し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>（1） 教育目標及び経営の重点に関すること。</p> <p>（2） 教育課程の編成に関すること。</p> <p>（3） 組織に関すること。</p> <p>（4） 予算の編成及び執行に関すること。</p> <p>（5） 施設及び設備の管理に関すること。</p> | <p>（設置学校の運営に関する基本的な方針の承認）</p> <p>第3条 前条第1項の規定により協議会が置かれた市立学校（以下「設置学校」という。）の校長は、設置学校の運営に関する次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を策定し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>（1） 教育目標及び経営の重点に関すること。</p> <p>（2） 教育課程の編成に関すること。</p> <p>（3） 組織に関すること。</p> <p>（4） 予算の編成及び執行に関すること。</p> <p>（5） 施設及び設備の管理に関すること。</p> |

| | | |
|--|--|-----------------------------------|
| | | (6) <u>業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u> |
|--|--|-----------------------------------|

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和8年4月1日

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり

湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則

令和 8 年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則（平成30年湯沢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

（6） 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

湯沢市立学校の学校運営協議会に関する規則新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>(設置学校の運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(設置学校の運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p>2 略</p> |

議案第11号

湯沢市立湯沢南・山田中学校統合準備会要綱の廃止について

湯沢市立湯沢南・山田中学校統合準備会要綱を廃止する告示を別紙のとおり提出する。

令和8年3月13日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

湯沢南中学校と山田中学校が令和8年4月1日に統合することに伴い、所期の目的を完遂することから、要綱を廃止するものです。

湯沢市立湯沢南・山田中学校統合準備会要綱の廃止について

教育総務課

1 制度の趣旨及び目的

本要綱は、湯沢南中学校及び山田中学校の統合にあたり、統合に伴う諸課題を検討し、2校の統合を円滑に推進するための準備会設置について定めたものです。

2 規則等の廃止の理由

湯沢南中学校と山田中学校が令和8年4月1日に統合することに伴い、所期の目的を完遂することから、要綱を廃止するものです。

3 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和8年4月1日

※市の形式による廃止文は添付のとおり

湯沢市立湯沢南・山田中学校統合準備会要綱を廃止する告示

令和8年 月 日

教育委員会告示第 号

湯沢市立湯沢南・山田中学校統合準備会要綱（令和5年湯沢市教育委員会告示第21号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

議案第12号

湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱の一部改正について

湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

令和8年3月13日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

要綱の見直し期限を改めるものです。

湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱の一部改正について

生涯学習課スポーツ振興班

1 制度の趣旨及び目的

当市スポーツ少年団本部に登録されている単位スポーツ少年団が、当該スポーツ少年団に加入する団員を各種競技大会等に出場させる際の経費の一部について、交付金を交付することにより、団員の活動意欲の高揚と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とするものです。

2 規則等の改正の理由

当交付金交付要綱は、令和8年3月31日までに施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。

令和7年10月に開催された第4回補助金等審査会(検証審査会)において、審査の結果、現行制度の継続が妥当であると認められたため、見直し期限を改めるものです。

3 変更点

| 条項 | 現在の内容 | 改正案 |
|-----------|---|--|
| 附則 第2項 | 教育委員会は、 <u>令和8年3月31日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 | 教育委員会は、 <u>令和11年3月31日</u> までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 |

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和8年4月1日

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり

湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱の
一部を改正する告示

令和8年 月 日
教育委員会告示第 号

湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱（平成29年湯
沢市教育委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

湯沢市スポーツ少年団各種競技大会等選手派遣奨励交付金交付要綱新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>附 則 (検討)</p> <p>2 教育委員会は、<u>令和8年3月31日</u>までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> | <p>附 則 (検討)</p> <p>2 教育委員会は、<u>令和11年3月31日</u>までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> |

議案第13号

湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱の一部改正について

湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり提出する。

令和8年3月13日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

要綱の見直し期限等を改めるものです。

湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱の一部改正について

生涯学習課文化財保護室

1 制度の趣旨及び目的

市内に存する貴重な文化財の保護管理に要する経費の一部を補助し、文化財の保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するものです。

2 規則等の改正の理由

当補助金交付要綱は、令和8年3月31日までに施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。

令和7年10月に開催された第4回補助金等審査会において、審査の結果、現行制度の継続が妥当であると認められたため、見直し期限及び本条項の実施主体を適切な形に改めるものです。

3 変更点

| 条項 | 現在の内容 | 改正案 |
|-----------|---|---|
| 附則 第2項 | 市長は、令和8年3月31日までに____、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 | 教育委員会は、令和11年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 |

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和8年4月1日

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり

湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱の一部を改正する告示

令和 8 年 月 日

教育委員会告示第 号

湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱（平成19年湯沢市教育委員会告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「市長は、令和 8 年 3 月 31 日までに」を「教育委員会は、令和 11 年 3 月 31 日までに」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

湯沢市文化財保護管理費補助金交付要綱新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|
| <p>附 則 (検討)</p> <p>2 市長は、令和8年3月31日までに____、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> | <p>附 則 (検討)</p> <p>2 教育委員会は、令和11年3月31日までに、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> |

議案第14号

湯沢市立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部改正について

湯沢市立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり提出する。

令和8年3月13日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

湯沢南中学校と山田中学校が統合することに伴い、学校事務共同実施グループについて所要の改正を行うものです。

湯沢市立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部改正について

学校教育課

1 制度の趣旨及び目的

湯沢市立小中学校において学校事務職員が情報を共有し、又は相互に支援することにより学校事務の適正化及び効率化を図り、教育活動の積極的な支援に資することを目的としています。

2 規程の改正の理由

湯沢南中学校と山田中学校が統合することに伴い、学校事務共同実施グループを変更するものです。

3 変更点

| 条項 | 現在の内容 | 改正案 |
|-----------|--|--|
| 第2条 2項 | 1 拠点校 湯沢市立湯沢北中学校 連携校 湯沢市立湯沢東小学校 <u>湯沢市立山田小学校</u> <u>湯沢市立山田中学校</u> | 1 拠点校 湯沢市立湯沢北中学校 連携校 湯沢市立湯沢東小学校 <u>湯沢市立雄勝小学校</u> <u>湯沢市立雄勝中学校</u> |
| | 2 拠点校 湯沢市立湯沢南中学校 連携校 湯沢市立湯沢西小学校 <u>湯沢市立雄勝小学校</u> <u>湯沢市立雄勝中学校</u> | 2 拠点校 湯沢市立湯沢南中学校 連携校 湯沢市立湯沢西小学校 <u>湯沢市立山田小学校</u> |

4 実施時期等（今後の予定）

施行日：令和8年4月1日

※市の形式による改正文及び新旧対照表は添付のとおり

湯沢市立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部を改正する訓令

令和8年3月 日

教育委員会訓令第 号

湯沢市立小中学校事務共同実施組織運営規程（平成27年湯沢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改める。

第2条第2項の表中

「

| | | |
|---|------------|--------------------------------------|
| 1 | 湯沢市立湯沢北中学校 | 湯沢市立湯沢東小学校 湯沢市立山田小学校 湯沢市立山田中学校 |
| 2 | 湯沢市立湯沢南中学校 | 湯沢市立湯沢西小学校 湯沢市立雄勝小学校 湯沢市立雄勝中学校 |

」

を

「

| | | |
|---|------------|--------------------------------------|
| 1 | 湯沢市立湯沢北中学校 | 湯沢市立湯沢東小学校 湯沢市立雄勝小学校 湯沢市立雄勝中学校 |
| 2 | 湯沢市立湯沢南中学校 | 湯沢市立湯沢西小学校 湯沢市立山田小学校 |

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

湯沢市立小中学校事務共同実施組織運営規程新旧対照表

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|----------------------------|------------|----------------------------|------------|
| (組織) | | (組織) | |
| 第2条 略 | | 第2条 略 | |
| 2 前項の拠点校及び連携校は、次の表のとおりとする。 | | 2 前項の拠点校及び連携校は、次の表のとおりとする。 | |
| | 拠点校 | | 連携校 |
| 1 | 湯沢市立湯沢北中学校 | 1 | 湯沢市立湯沢東小学校 |
| | 湯沢市立山田小学校 | | 湯沢市立雄勝小学校 |
| | 湯沢市立山田中学校 | | 湯沢市立雄勝中学校 |
| 2 | 湯沢市立湯沢南中学校 | 2 | 湯沢市立湯沢西小学校 |
| | 湯沢市立雄勝小学校 | | 湯沢市立山田小学校 |
| | 湯沢市立雄勝中学校 | | |
| 3 | 湯沢市立稲川中学校 | 3 | 湯沢市立稲川小学校 |
| | 湯沢市立皆瀬小学校 | | 湯沢市立皆瀬小学校 |
| | 湯沢市立皆瀬中学校 | | 湯沢市立皆瀬中学校 |

議案第15号

湯沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
の策定について

次のとおり湯沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月13日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

- | | |
|---------|--|
| 1 計画の名称 | 湯沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画 |
| 2 計画の内容 | 別紙、湯沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（案）のとおりに |
| 3 計画の期間 | 令和8年度から令和10年度まで |

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の改正により、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定する。

湯沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

学校教育課

1 背景・経緯等

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、令和8年4月1日に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）に第8条が追加され、市町村の教育委員会に対し業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等が義務付けられたことによるもの。

2 内容

別紙（案）のとおり

3 実施時期等（今後の予定）

令和8年3月 計画を公表

令和8年4月1日 施行

令和8年度以降毎年度、業務量管理・健康確保措置実施計画の実施状況を公表するとともに、総合教育会議に報告する。

議案第16号

第2次湯沢市スポーツ施設整備基本計画の策定について

次のとおり第2次湯沢市スポーツ施設整備基本計画を策定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月13日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

- 1 計 画 の 名 称 第2次湯沢市スポーツ施設整備基本計画
- 2 計 画 の 内 容 別紙、第2次湯沢市スポーツ施設整備基本計画（案）の
とおり
- 3 計 画 の 期 間 令和8年度から令和14年度まで

提案理由

本計画の前期計画が令和7年度末に終期を迎えるにあたり、今後についてもスポーツ施設が担う多面的な役割を踏まえた施策展開を推進するため、本計画を策定する。

議案第17号

湯沢市指定文化財の指定について

湯沢市指定文化財の指定について、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月13日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

- 1 件数 1 件
- 2 名称 別添一覧のとおり
- 3 提案理由

湯沢市文化財保護条例（平成17年条例第104号）第30条第1項の規定により、上記物件を湯沢市指定天然記念物として指定したいため。

なお、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定に基づき、令和8年2月17日に湯沢市文化財保護審議会に指定案を諮問し、同日、市指定文化財に指定すべきとの答申を受けております。

別紙

新規に指定する文化財

| 種 類 | 名 称 | 数 量 | 所 有 者 | 所 在 地 |
|-------|---|------|-------|------------------------------|
| 天然記念物 | <small>おしきりしんしゅうしゅう</small> 押切伸収集 <small>かせきひょうほん</small> の化石標本 | 214点 | 湯沢市 | 湯沢市高松字上地6番地2（湯沢市郷土学習資料展示施設内） |

湯沢市指定文化財調書

- 1 名 称 おしきりしんしゅうしゅう かせきひょうほん 押切伸 収集の化石標本
- 2 員 数 214点
- 3 種 別 天然記念物
- 4 所 在 地 湯沢市高松字上地6番地2（湯沢市郷土
学習資料展示施設内）
- 5 所 有 者 湯沢市
- 6 時代・年代 600万～260万年前（中新世後期～鮮新
世）
- 7 構造・形式等 ー
- 8 説 明



オシキリウスバホタルガ

押切伸氏は、1953年秋田大学学芸学部（現在の教育文化学部）を卒業後、秋田県立湯沢高等学校等で教鞭を取る傍ら湯沢市高松地区にある^{さんずがわそう}三途川層を中心に、植物化石や昆虫化石を採集・研究し、発表されてきた。

三途川層は、中新世後期から鮮新世にかけて起こった巨大噴火によって形成された三途川カルデラの一部分に堆積した湖成堆積物で、層厚は200～400mである。水の動きがほとんどない静かな山岳地の湖であったため、湖の底に葉や昆虫が沈んだ後、腐敗する前に泥や細かい砂、火山灰が積もり化石として保存されている。

三途川層産の化石群は当時の東北日本地域の植生や地球環境、気候を研究することに欠かせない学術的に極めて貴重な標本である。さらに、2025年慶応義塾大学等の研究チームにより、これまでヤガ科の仲間として保管してきた化石資料1点が、ウスバホタルガ属の新種であることが明らかになり、発見者の氏にちなんで「オシキリウスバホタルガ（*Agalope oshikirii*）」として記載された。

2012年6月、押切伸・三途川植物化石を保存する会の活動により、氏より本市教育委員会へ主に三途川層産の化石で構成される採集標本が一括で寄贈された。同年、現湯沢市郷土学習資料展示施設（ジオスタ☆ゆざわ）内に「三途川化石資料室」としてオープンした。氏が研究のために採集し、丹念な観察・分類を行ったことによって、今日の貴重な郷土資料として公開することができたことに大きく貢献したと言える。

9 指定理由

中新世後期から鮮新世の東日本地域の植生や地域環境、気候を研究する上で不可欠の資料であり、押切伸氏の収集・観察・分類等による研究の足跡を示す貴重な資料である。

参考文献：佐々木昭雄『押切伸・三途川化石資料室物語』（R7. 11. 22 講演会資料より）
高橋唯ほか『世界初のホタルガの化石を報告(新種)! 一国内に現生種のない *Agalope* 属の仲間が昔は生息していたー』（R7. 6. 29 慶応大×鹿児島大プレス資料より）